

掛川市消防団協力事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防団活動に貢献する事業所等を消防団協力事業所として認定することにより、消防団員の確保を図るとともに、地域における消防及び防災の体制の充実強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防団活動に協力している事業所等として市長が認定する事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長、区長会連合会長及び消防団活動に関し識見を有する地区区長会長をいう。

(認定基準)

第3条 消防団協力事業所の認定基準は、次の各号のいずれかに該当する事業所等であることとする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める人数以上の消防団員を従業員として雇用していること。
 - ア 従業員100人未満の事業所等 3人
 - イ 従業員100人以上の事業所等 5人
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなどの協力をし、かつ1人以上の消防団員を従業員として雇用していること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(申請等)

第4条 消防団協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 消防団長等は、消防団事業所認定推薦調書（様式第2号）により、消防団協力事業所として市内又は市外の事業所等を市長に推薦することができる。この場合において、消防団長等は、あらかじめ、推薦する事業所等の同意を得なければならない。

(認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請又は推薦があったときは、速やかにその内容を審査し、認定が適当であると認めるときは、当該申請又は推薦に係る事業所等を消防団協力事業所として認定する。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、第3条各号に掲げる基準に該当する事業所等があると認めるときは、当該事業所等を消防団協力事業所として認定することができる。

(表示証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による認定をしたときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証(以下「表示証」という。)を交付するものとする。

2 表示証の様式、規格その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、他の地方公共団体に所在する事業所等を消防団協力事業所として認定しようとするときは、当該地方公共団体の長との協議により、連名で表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、前条の規定により表示証の交付を受けたときは、交付を受けた地方公共団体の名称及び表示年月を記載した表示証を次に掲げる方法により表示することができる。

(1) 消防団協力事業所内の見えやすい場所への配置

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他広告物(電磁的方法を含む。以下同じ。)への掲載

(表示証交付整理簿)

第8条 市長は、表示証の交付に係る事務の適正な処理を図るため、消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え、消防団協力事業所の名称、住所、有効期間その他必要な事項を記録しなければならない。

(有効期間等)

第9条 第5条の規定による認定の有効期間は、認定の日から2年間とする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁から消防団協力事業所表示証(以下「消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合にあつては、消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 市長は、消防団協力事業所からの申請があったときその他必要があると認めるときは、前項の有効期間を更新することができる。

3 第4条第1項の規定は、前項の申請について準用する。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防団協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所に対し、認定を取り消した旨及びその理由を文書により通知するものとする。

- (1) 消防団協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第3条各号に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) その他消防団協力事業所の認定が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還するとともに、パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他広告物への掲載を中止しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容その他必要な事項を広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

(消防団協力事業所の表彰)

第12条 市長は、消防団協力事業所を掛川市表彰条例（平成18年掛川市条例第3号）に基づき表彰することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 掛川市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成25年6月10日から施行する。

消防団協力事業所認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

事業所所在地
 事業所名
 代表者
 担当者
 電話番号

㊤

掛川市消防団協力事業所認定制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）

- 新規（はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
- 追加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町の表示を受ける場合）
- 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する内容にレ点を記入してください。）

	事業所の規模に応じた人数以上の消防団員を従業員等として雇用している。
	従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
	災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をし、かつ、1人以上の消防団員を従業員として雇用消防団員としている。
	その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。
その他参考事項	

(裏面)

3 従業員の消防団所属状況

従業員氏名	所 属 消 防 団 名	市 町 名
	消防団 分団	

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 2の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請にあつては、前回の表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

市記入欄	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 再申請	表示年月日 年 月 日
------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

